

2月5日
3月17日

税の申告受付

令和6年中の所得等に関わる所得税・市県民税の申告受付を行います。10ページの図を参考に申告が必要かご確認ください。申告書類は申告会場、税務課、支所に設置します。

問税務課市民税担当 Tel.71-3111



申告日程・会場

午前の部 8:30 ▶ 11:30
午後の部 13:00 ▶ 16:00

※平日のみ受付。開場時間は午前8時（本庁舎は西側入口を午前7時45分に開場します。東側入口には並ばないでください）。

会場		日程
堀金支所	3階会議室1	2月5日(水) ▶ 7日(金)
三郷交流学習センター「ゆりのき」	学習室1・2	2月10日(月) ▶ 14日(金)
明科支所	2階会議室3	2月17日(月) ▶ 20日(木)
穂高支所	別棟2階大会議室	2月21日(金) ▶ 3月17日(月)
本庁舎	1階19番窓口	2月17日(月) ▶ 3月17日(月)

■注意事項

- ・申告受付については各支所や「ゆりのき」ではなく税務課へ問い合わせください。
- ・各会場で受付できる内容は同じです。
- ・国の税務行政のデジタル化により、設置する申告書類が減少しています。e-Tax等の利用にご協力をお願いします。



国税庁HP

混雑予想

例年の来場状況から予想したものです。来場時の参考にしてください。午前中や天候の良い日は混雑する傾向にあります。

月	火	水	木	金
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
—	—	堀金 ▲	堀金 ▲	堀金 ●
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14
三郷 ▲	—	三郷 ▲	三郷 ▲	三郷 ●
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21
明科 ●	明科 ●	明科 ◎	明科 ◎	穂高 ▲
豊科 ▲				
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
—	穂高 ▲	穂高 ▲	穂高 ●	穂高 ●
—	豊科 ▲	豊科 ▲	豊科 ▲	豊科 ▲
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
穂高 ▲	穂高 ●	穂高 ●	穂高 ◎	穂高 ◎
豊科 ▲	豊科 ▲	豊科 ●	豊科 ●	豊科 ●
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
穂高 ●	穂高 ◎	穂高 ◎	穂高 ◎	穂高 ◎
豊科 ▲	豊科 ●	豊科 ●	豊科 ●	豊科 ●
3/17				
穂高 ●				
豊科 ●				

▲大変混雑 ●やや混雑 ◎比較的空きあり

受付方法

LINE予約

1月29日(水)正午から全日程の予約を開始します。予約日の4日前まで予約・キャンセルが可能です。それ以降にキャンセルする場合の連絡は不要です。当日は受付完了画面の「予約番号」を提示してください。

■手順

- ①市LINE公式アカウントを友だちに追加。右記2次元コードから登録できます。



市公式LINE

- ②トークの「メニュー」▶「予約」▶「確定申告予約」から入力。



当日受付

整理券配布時間 8:00 ▶ 16:00

各会場で整理券を配布します。受付予定時間に再度来場してください。当日分以外の配布はできません。

午前受付分・午後受付分ともに午前8時から配布します。配布予定枚数に達し次第、配布を終了します。

※配布予定枚数に達した場合は市HPでお知らせします。



市HP

投函・郵送による提出

投函箱設置場所 申告会場・税務課・支所
【確定申告書】〒390-8710
松本市城西 2-1-20松本税務署 宛て
【市県民税申告】〒399-8281(住所不要)
市役所税務課市民税担当 宛て

期限内に正しい申告を

申告した情報は市県民税等の税額や手当等の算定資料になります

課税情報は保険料等の算定資料となります。また、期限内に納税をしなかったり、不正な申告をした場合、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課されることがあります。適正な課税・給付等のため、期限内に正しい申告をお願いします。

申告時の持ち物

マイナンバーカードを忘れずに！

- 下表をご確認の上、書類を事前に作成してお越しください。申告書類は申告会場・税務課・支所窓口で入手できます。
- 必要書類・各種証明書は原本をお持ちください。

対象項目	持ち物・必要書類	
申告者全員	マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証・障害者手帳・旅券など)	
確定申告をする人	振込先口座の分かるもの(還付申告の人のみ) 利用者識別番号(ID)の分かる書類 ※番号未取得の場合は当日会場で取得できます。	
該当する人(収入・控除の項目)	給与・年金所得	源泉徴収票
	事業(農業・営業)所得	収支内訳書(作成済みのもの)
	不動産所得	
	一時所得・雑所得	収入および経費が分かる書類
	社会保険料控除	社会保険料控除証明書、社会保険料の領収書
	医療費控除	医療費控除またはセルフメディケーション税制明細書(作成済みのもの)、おむつ使用証明書
	生命保険料控除	支払保険料の控除証明書
地震保険料控除	支払保険料の控除証明書	
障害者控除	障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書	
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書	
寄附金控除	寄附金の受領書など(ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人も必要)	

以下の申告は松本税務署へ

- 青色申告 ○準確定申告
- 山林所得・退職所得
- 株式や土地の譲渡所得
- 損失の繰越控除
- 令和5年以前分の申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度
- そのほか、複雑な申告

松本税務署での申告相談

■日時 ※平日のみ
2月17日(月) ▶ 3月17日(月)

■受付時間

9:00 ▶ 16:00(受付開始8:30)
※受付状況により終了時間を早める場合があります。

※国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券または当日配布の入場整理券が必要です。



国税庁LINE

令和6年分所得税の定額減税

確定申告により定額減税額が精算されます

年末調整や確定申告により、最終的な所得税額と定額減税額の精算が行われます。制度の詳細は国税庁HP「定額減税特設サイト」をご確認ください。

■所得税の定額減税額

3万円×(本人+扶養親族の人数)

■給与・公的年金等からの定額減税

令和6年6月以降の給与や公的年金等から源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除が行われました。

■事業所得者等の定額減税

原則令和6年分の所得税の確定申告の際に定額減税が行われます。

給与所得と年金所得がある場合

精算により納付が発生することがあります

複数の年金を受給している場合や給与所得と年金所得がある場合、それぞれの源泉徴収税額から定額減税が行われます。確定申告により精算が行われるため、例年は還付申告となる人でも納付が必要になる場合があります。

申告会場では定額減税の詳細な回答はできません

申告会場では所得税の定額減税に関して詳細な回答はできません。ご不明な点は事前に松本税務署(Tel.32-2790)へ問い合わせください。